

1. 改正の概要

・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる制度が創設されます。

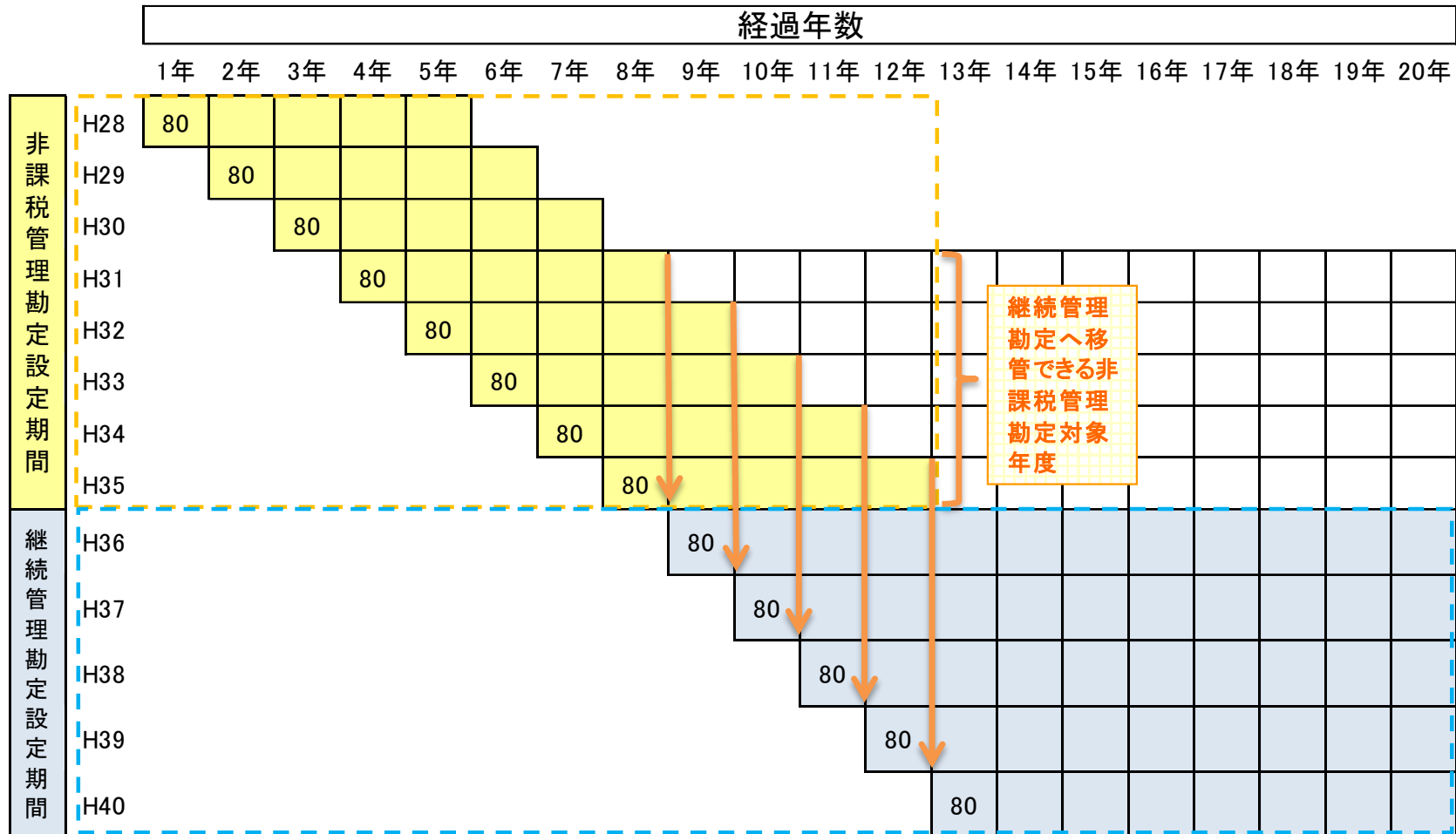
項目	概要
未成年者口座開設可能な者	0歳～19歳の居住者等
非課税年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等
非課税管理勘定の開設期間	平成28年1月1日から平成35年12月31日まで
継続管理勘定の開設期間	平成36年1月1日から平成40年12月31日まで
非課税管理勘定の非課税期間	投資した年から最長5年間
継続管理勘定の非課税期間	当該勘定設定日からその年1月1日において20歳である年の前年12月31日まで

○原則として平成28年1月1日以後に未成年口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・その年3月31日において18歳である年の前年12月31日までは払出し制限がある。
- ・途中で払出す場合には、過去の利益に対して課税され、損失が生じる場合には、通算できない。
- ・ただし、災害等やむを得ない場合、課税未成年者口座から未成年者口座における投資に用いる場合等には、非課税による払出しが可能。

3. イメージ図



○未成年者口座はその年1月1日において20歳である年の前年12月31日まで適用され、翌日以後は非課税口座（現NISA口座）へ移管される。